



## 令和元年度 教育委員会 第15回定例会 議案

1 日 時 令和元年12月18日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 報告事項

4 閉 会

静岡県教育委員会

## 第15回定例会 報告事項

番号	項目	Page
1	監査結果に対する措置状況の報告	1
配布 報告	監査結果に関する報告	10
	静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部改正	11

報告事項 1

令和元年 12月 18日

(件名)

## 監査結果に対する措置状況の報告

(財務課)

令和元年度第2回の監査結果（令和元年9月26日付通知）における指摘（1件）、注意（3件）、意見（3件）に対する各所属の措置状況について、12月6日監査委員へ報告した。

### <指摘>

対象機関	件名	詳細
西部の県立高等学校、校名は非公表	わいせつ行為の発生	別紙1

### <注意>

対象機関	件名	詳細
御殿場高等学校	交通加害（人身事故）の発生	別紙2
浜松江之島高等学校	交通加害（人身事故）の発生	別紙3
沼津特別支援学校	交通違反（著しい速度超過）の発生	別紙4

### <意見>

対象機関	件名	詳細
教育政策課	ICTを活用した教育の推進	別紙5
教育総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課	教職員の不祥事根絶への取組	別紙6
健康体育課	「本県が目指す運動部活動」の推進	別紙7

※ 詳細は次ページ以降を参照

(別紙1)

監査対象機関	監査結果報告年月日
西部の県立高等学校、校名は非公表	令和元年9月26日

**【監査の結果】**

1. 監査結果の区分 指摘  
2. 件名 わいせつ行為の発生  
3. 内容 西部の県立高等学校の教諭は、平成30年6月頃から平成31年3月までの間、ホテル等において、顧問を務める部活動の部員である女子生徒1人に対し、複数回わいせつ行為を行った。

**【措置の内容】**

今回起きた不祥事を教職員全員で真摯に受け止め、二度と不祥事を起こさないよう職員全員で平成31年4月から再発防止に向け、次の4点に取り組んでいます。

1. SNSでの教師と生徒との個人的なやりとりが今回の不祥事の発端でしたので、教職員と生徒との個人的なメール等のやりとりの禁止を徹底しました。加えて、各部活動等におけるSNS利用状況を調査し、厳格で透明性の高いルールを定め、遵守しています。

2. 毎月1回不祥事根絶研修会を行い、教職員の法令順守意識の向上を図っています。「少しぐらいなら大丈夫だろう」といった心の緩みが不祥事の原因となり得るため、万事ルールを厳守することを、研修会を通じて繰り返し訴えています。また、研修会では、グループ討論を導入し、教職員間で互いに相談しやすく話しやすい環境を整えています。

3. 対処すべき問題が発生したとき、教職員が一人で抱え込まないよう、複数の教職員(チーム)で情報を共有し、解決策を探り、バックアップしていく体制をつくりました。クラス正・副担任、学年集団、分掌集団、相談できる仲間の集団などのチームが、互いに支え合うような環境になりました。

4. 管理職が、これらの取組状況を常に検証しながら、管理職と教職員との面談や声掛けの機会を増やすなどし、教職員がストレスや困り感を抱いていれば、適切に指示を出して状況の改善に努めます。またスクールカウンセラー等の相談員にも協力をいただき、生徒のみならず教職員のメンタルヘルスの改善にも努めています。

(別紙2)

監査対象機関	監査結果報告年月日
御殿場高等学校	令和元年9月26日
<b>【監査の結果】</b>	
1 監査結果の区分 注意 2 件名 交通加害事故(人身事故等)の発生 3 内容 平成28年度から平成30年度にかけて、3年連続で公務中及び通勤途上における交通加害事故が発生していた。	
<b>【措置の内容】</b>	
・交通事故発生時の措置 事故発生時の当日または翌日に当該職員から事故の報告を受け、事情聴取を行いました。事故の状況・原因、相手・本人の怪我等の実態の把握、警察・保険会社等への迅速な連絡・処理ができているか確認しました。 校長から、各当該職員に対し、少しの油断で被害者だけでなく自身や家族の生活も一変させかねない危険性と責任の重大性について注意喚起しました。	
・職員への交通安全意識の高揚 交通事故が発生した場合、職員の意識徹底を図るため、朝の打合せにおいて校長・副校长から全職員へ事故防止に関する注意喚起をしています。 平成29年度は「安全運転事故チェックリスト」を用いた確認を3回実施し、集計結果に基づきグループワークを行い、意見交換することにより交通安全意識の高揚に努めました。また、平成30年2月には外部講師による交通安全研修会を実施しました。 平成30年度は、県教育委員会から送付される「コンプライアンス通信」の交通事故・飲酒運転事例を職員会議資料として注意喚起を行いました。また、事故削減プログラム「e-ラーニング」(毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム)について、全項目を終了するよう促し、すべての職員が100%実施しました。	
令和元年度についても「コンプライアンス通信」の活用とともに、事故削減プログラム「e-ラーニング」は10月配信分まで全職員100%実施済みとなっています。	
・今後の防止対策 今回の監査結果を受け、交通加害事故が何日間起きていないかを表す「無事故メーター」を設置し、数値で見える化することにより、交通安全意識が一層高まるようにしました。 今後とも事故削減プログラム「e-ラーニング」など交通安全及び交通事故防止対策に関する資料等を活用した教職員への注意喚起、交通安全研修等の実施を通じて、交通安全意識の徹底を図り、職場全体で交通加害事故の防止に努めています。	

(別紙3)

監査対象機関	監査結果報告年月日
浜松江之島高等学校	令和元年9月26日

**【監査の結果】**

1 監査結果の区分 注意  
2 件名 交通加害事故（人身事故等）の発生  
3 内容 平成30年度に、通勤途上における交通加害事故（人身事故等）が3件発生していた。

**【措置の内容】**

平成30年度の3件の事故は、いずれも本人が十分な注意を怠ったことが原因です。当該職員には事件直後に校長が厳重注意をし、事故防止について指導しました。

平成30年度の事故の反省に立ち、平成31年4月から、以下の取組を行うことで教職員の交通法規に対する意識を高め、交通加害事故の再発防止について努めています。

- 1 事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通意識向上のための研修プログラム）に対して教職員全員が取り組み研修を完了していくことを毎月管理職から呼びかけています。未終了の教員に対しては何度も管理職から声掛けをして、一日でも早く研修を終えるよう働きかけています。
- 2 監査結果を受けて、令和元年10月から交通加害事故が何日起きていないかを表す無事故メーターを設置し、教職員が交通法規を遵守することを強く意識することを促し、職場全体で無事故状態を維持していくこうとする雰囲気を作ります。
- 3 平成31年4月から毎月の職員会議で、交通法規の遵守を含めたコンプライアンス意識向上のための研修を行っています。静岡県教育委員会から出される「コンプライアンス通信」などを使いながら、教職員一人一人が法令を遵守しながら職務に当たっていくことをより徹底して意識していきます。今後交通法規や交通安全に関する校内研修を計画し実施していきます。
- 4 PTA理事会や学校評議員会などでも教職員の交通事故防止についての具体的方策を相談し、外部からの交通安全に関する評価をしていただき、共有化していきます。そこで評価を生かしながら、組織的に交通事故防止に取組みます。
- 5 生徒に対する交通安全指導に生徒課だけではなく、多くの教職員が加わることにより、各自が交通法規を指導する立場の職にあることを自覚し、自らの交通安全意識につなげて遵法意識を高めていきます。

(別紙4)

監査対象機関	監査結果報告年月日
沼津特別支援学校	令和元年9月26日
<b>【監査の結果】</b>	
1 監査結果の区分 注意 2 件名 交通違反（著しい速度超過）の発生 3 内容 平成31年度に、通勤途上における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。	
<b>【措置の内容】</b>	
<p>著しい速度超過の交通違反を犯した当該職員には厳重注意をし、安全運転意識の徹底を指導いたしました。またその後の職員全体打合せにおいて、交通事故・交通違反防止の注意喚起を行いました。</p> <p>教職員一人一人が安全運転に関する意識を高め、交通事故・交通違反を未然に防止するため、以下のとおり継続的な取り組みを実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 校内の交通安全を推進するために、各学部と事務部の職員代表で交通安全促進委員会を設置し、管理職からだけでなく、職員の代表から交通安全を呼び掛けるようにしています。</li><li>(2) 平成27年度より、年度当初に全職員に「交通安全 自己目標シート」を配布し、交通安全事故ゼロに向けての自己目標を各自で記載することを毎年実施しています。令和元年度も1学期末には、シートに自己評価を記入の上、提出することを求めました。2学期以降も学期末に交通安全自己評価を継続して実施します。</li><li>(3) 交通安全自己目標を「私の目標」の短冊に記入し、常に意識できるよう各自の机上に貼るなどして、常に目標を意識できるようにしています。</li><li>(4) 毎月配信される事故削減プログラム「e-ラーニング」（交通安全意識向上のための研修プログラム）の100パーセント実施を呼びかけています。</li><li>(5) 県教育委員会から懲戒処分の公表があった場合は、朝の全体打合せで伝え、掲示板に「コンプライアンス通信～信頼にこたえる」を掲載し、全職員に交通事故・交通違反に対する注意喚起を行っています。</li><li>(6) 交通安全促進委員会でキャッチフレーズを考え、令和元年9月より、各職員室内に大きく掲示し、「事故0(令)の輪(和)」を呼び掛けています。</li><li>(7) 今後は交通加害事故が何日間発生していないかを表す「無事故メーター」を各職員室に設置し、無事故無違反の継続に努めてまいります。</li></ul>	

(別紙5)

監査対象機関	監査結果報告年月日
教育政策課	令和元年9月26日

【監査の結果】

1 監査結果の区分 意見

2 件名 ICTを活用した教育の推進

3 内容 教育委員会では、新しい時代に必要な言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力を有する人材を育成するため、令和3年度までに全ての県立学校へプロジェクター、タブレット端末、無線LANを導入するなど、ICT機器を効果的に活用した授業の実現を目指しています。

また、来たるSociety5.0の時代の授業は、児童生徒が最先端のICT機器も活用しつつ自ら課題を見出し解決できる想像力豊かな人材を育成する場となり、個々に合わせた学習内容を提供する方式が主流となることで、教員の役割は、子どもたちの学びをサポートし動機づけることになるとされています。

このような中、本県公立学校の実態として、「普通教室の無線LAN整備率」が1位になるなど、ICT環境整備の状況は全国上位にある一方、教員の意識として、「授業中にICTを活用して指導できる教員の割合」は42位と、教員のICT活用指導力の状況は全国でも低位にとどまっています。

教育委員会では、新ビジョンで「授業中にICTを活用して指導できる教員の割合」の成果指標を設定していますが、今後は自信を持って指導に当たれるよう、県内の教員全体のICT活用指導力のさらなる向上に努めてください。

【措置の内容】

本件は、意識調査によるもので、ICT機器が十分整備されていない中では、教員のICTを活用した授業に対する戸惑いが現れていると考えられます。

このことを受け、県立学校ではICT機器を授業で日常的に使用できる環境を計画的に整えるとともに、ICT支援員の派遣や、「ICT活用授業力向上研修」「授業におけるタブレット活用研修」などの研修を実施してきました。

今後は、引き続き研修を実施し、教員が自信を持って授業を行うことで、さらなるICTを活用した指導力の向上につながるよう努めてまいります。

(別紙6)

監査対象機関	監査結果報告年月日
教育総務課、義務教育課、 高校教育課、特別支援教育課	令和元年9月26日
<b>【監査の結果】</b>	
1 監査結果の区分 意見	
2 件名 教職員の不祥事根絶への取組	
3 内容 これまで教育委員会では、教職員の不祥事根絶に向け、組織及び個人それぞれに対する多角的な取組を実施してきたところですが、依然として不祥事が発生しています。  平成30年度の懲戒処分件数は合計で23件と前年度の14件から大きく増加する中、そのうち、児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の処分が6件発生し、交通事犯の処分が8件発生していました。  教職員による不祥事は、児童生徒・保護者・地域住民からの信頼を失う行為であり、様々な面で学校運営に支障をきたすものであります。  改めて、教育委員会が一丸となり、市町教育委員会とも連携・協力をしながら、これまでの取組を総点検のうえ、原因分析に基づく実効性のある不祥事再発防止対策の徹底に努めてください。	
<b>【措置の内容】</b>	
平成30年度の懲戒処分事案のうち、児童生徒に対するセクハラ・わいせつ行為の処分が増加している状況を受け、令和元年度は、児童生徒へのセクハラ・わいせつ行為の防止に重点的に取り組むこととし、5月に各校種の校長や事務長等から構成される「不祥事防止対策チーム」を立ち上げ、定期的に検討会を開催しています。  検討会では、過去の処分事例における発生原因の分析を行い、課題を明らかにし、不祥事防止の「視点」として、それぞれ対策を検討しています。  具体的には、 ① 事犯を繰り返さない仕組みづくり 過去の不祥事案を類型別に分析し、データベース化するなど情報共有し再発防止に活用 ② 一人一人の意識改革 学校の特殊性や不祥事の影響（社会、人生）に関する啓発資料作成、SNSのルール再徹底 ③ 不祥事の芽に気付く風土づくり 風通しの良さを点検・改善するための管理職用チェックリストの実施、児童	

生徒にリーフレットを配布し、セクシャル・ハラスメントの基礎知識を周知するとともにアンケートを実施

④ 人事管理上の対策

経験者研修や職階別研修等の在り方見直し、改善

などの不祥事防止対策を検討しており、今後、検討結果をまとめ実施してまいります。

また、交通事犯に関するものが8件（うち、酒気帯び運転1件）と平成29年度から増加しています。通知等による注意喚起をしてきたにもかかわらず、交通事犯の根絶には遠い状況にあり、平成30年度に引き続き、県立学校教職員一人一人に向け、事故削減プログラムを直接配信し、ヒヤリハット動画の視聴などを通じて交通事故防止を自分事として捉える取組を実施しています。プログラムは毎月1日に更新され、教育総務課から教職員一人一人に受講を呼びかけております。平成30年度の受講率は80%を越えており、今後も受講を呼びかけていきます。

なお、市町立（政令市を除く）の小中学校に対しても受講に必要なIDを交付し、教職員の受講を呼び掛けており、教育委員会全体で交通事犯の防止に取り組んでまいります。

## (別紙7)

監査対象機関	監査結果報告年月日
健康体育課	令和元年9月26日
<b>【監査の結果】</b>	
1 監査結果の区分 意見	
2 件名 「本県が目指す運動部活動」の推進	
3 内容 教育委員会では、静岡県の今後の部活動の在り方について検討を行い、平成30年4月に「静岡県部活動ガイドライン」を策定しています。	
<p>ガイドラインでは、体力向上、人格形成及び社会性の育成などの部活動の実施に向けた活動時間、休養日の設定、工夫した運動部活動の運営や運動部活動顧問への支援など、本県が目指す部活動の在り方を示しており、これを踏まえ、市町教育委員会、県立学校が部活動の方針を策定し公表することで、生徒、保護者、教員、地域の共通理解のもと合理的かつ効率的・効果的な部活動の推進が期待できるものとなってい</p> <p>る。</p> <p>今後は、「静岡県部活動ガイドライン」を踏まえた、市町教育委員会又は県立学校における個別方針の策定・公表状況を検証し、本県が目指す新しい運動部活動の普及に努めてください。</p>	
<b>【措置の内容】</b>	
○ 運動部活動検討委員会の実施	
<p>本県が目指す運動部活動の推進に向けて、令和元年7月に運動部活動検討委員会を実施し、持続可能な部活動の在り方について検討しました。今後、第2回運動部活動検討委員会を実施し、子供たちのスポーツ機会の確保のため、地域と連携した部活動や、効率的、効果的な部活動の推進について協議するとともに、「静岡県部活動ガイドライン」に記載している内容についても再検討していきます。</p>	
○ 「学校の部活動に係る活動方針」の検証調査の実施	
<p>令和元年10月に県立高校に対して「学校の部活動に係る活動方針」の検証調査を実施しました。現在、各学校の取組方針や運用状況を確認しておりますが、各学校の個別方針の策定状況、公表状況についても検証し、子供たちにとって望ましい本県が目指す部活動の推進に向けて、指導してまいります。</p>	
○ 外部指導者の資質向上及び派遣	
<p>本県が目指す新しい運動部活動の普及に努めるため、令和元年6月及び7月に外部指導者の研修会を実施したところですが、生徒、保護者の多様なニーズに対応し、外部指導者の資質向上のための研修の充実に努めるとともに、外部指導者の円滑な活用に努めてまいります。</p>	

## 監査結果に関する報告

(財務課)

### 令和元年度第3回の監査結果

#### 1 指摘等事項の概要

令和元年 12月 5日に、今年度、第3回目の監査結果の報告があった。

今回は、令和元年 9月 25日から令和元年 11月 19日に実施した県立学校等 39 所属の定期監査についての報告で、教育委員会については、2件の指摘、3件の注意が付された。

また、同時期に随時監査が 3 所属で実施されたが、指摘等が付される所属はなかった。

#### <指摘 2 件>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
袋井商業高等学校	件 名	生徒の個人情報の紛失（同一年度連続発生）
	内 容	袋井商業高等学校の教諭は、平成 31 年 4 月、既に卒業した生徒を含む最大 426 人分の成績基礎データ等の個人情報を許可なく保存した私物の U S B メモリーを学校内で紛失した。 さらに、同年 9 月にも他の非常勤講師が、担当する 2 学級 64 人分の課題テスト成績及び検定結果を許可なく保存した私物の U S B メモリーを学校内で紛失した。
富士特別支援学校	件 名	交通加害事故（人身事故等）の発生
	内 容	平成 30 年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が 5 件発生していた。

#### <注意 3 件>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
金谷高等学校	件 名	特殊勤務手当の不正受給
	内 容	金谷高等学校の教諭は、平成 30 年 4 月から 6 月の間、実際には指導に当たっていない時間帯の実績を特殊勤務実績簿に記載し、不正に特殊勤務手当 44,700 円を受給した。
静岡北特別支援学校	件 名	交通加害事故（人身事故）の発生
	内 容	令和元年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。
浜松特別支援学校	件 名	交通加害事故（人身事故）の発生
	内 容	平成 30 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。

#### 2 今後の対応

今回の監査結果に対する措置状況について、令和 2 年 3 月 5 日までに監査委員へ報告する。

配布報告2

令和元年12月18日

(件名)

## 静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部改正

(教育総務課)

専決処理により、静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則を別紙のとおり改正した。

### ◎ 趣旨

- 成年被後見人等に係る整備法の施行に伴い、地方公務員法が改正され、所要の改正を行ったもの。
- 雇用保険法施行規則及び失業者の退職手当支給規則（国家公務員）の改正に伴い、所要の改正を行ったもの。
- その他、様式について所要の改正を行ったもの。
- なお、市町立学校職員以外の職員の退職手当については、人事委員会規則での取扱いが定められていることから、今般の教育委員会規則の改正は、市町立学校職員についても同様の取扱いとするため、人事委員会規則の改正と連動させて行ったもの。

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀

静岡県教育委員会規則第5号

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則（昭和30年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員退職手当条例第10条第1項に規定する教育委員会規則で定める者)</p> <p><b>第7条の2</b> 職員退職手当条例第10条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職をした者</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>2 前項に規定する申出は、職員退職手当条例第10条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から起算して1箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(職員退職手当条例第10条第1項に規定する教育委員会規則で定める者)</p> <p><b>第7条の2</b> 職員退職手当条例第10条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>2 前項に規定する申出は、職員退職手当条例第10条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、<u>基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間</u> (<u>同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間</u>) にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3～6 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記第3号様式中「

退職理由	
退職の日 の翌日の 職業	

」を「

退職理由	

」に改める。

別記第17号の2様式及び別記第17号の3様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の2の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月14日）から施行する。
- 2 改正後の静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則第9条第2項の規定は、同規則第7条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が施行日前にある者からの申出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

